

第2回 新潟市・新津市合併協議会

合併建設計画などを決定

協議結果のお知らせ



五月十三日、「新潟市・新津市合併協議会」の第二回の会議が、新潟市で開催されました。

今回の会議では、主に次の事項が検討されました。

- 合併建設計画と財政計画
- 区割りに対する意見・要望
- 合併後の教育行政のあり方と交通・農業専門部会の中間報告

今号では、協議会での協議結果の概要などをお知らせします。

合併建設計画と財政計画を承認

合併建設計画および財政計画については、「新潟地域合併問題協議会」（任意の合併協議会）で承認された計画を基に、次の観点から修正を加えた案が示されました。

新潟市など十二市町村で構成する「新潟地域合併協議会」（法定の協議会）が策定した合併建設計画との整合性を平成十六年度地方財政計画など情勢変化の反映

任意の合併協議会終了後に市民から寄せられた意見・要望の反映

協議の結果、市民の意見・要望などが建設計画に盛り込まれたほか、任意の協議会で承認された新潟市分の個別の事業が、今回の計画にも記載されることになりました。

財政計画の歳入では、自治体全体の歳入歳出総額の見込みを表す地方財政計画が示されたことにより、地方交付税などが減額されました。また歳出では、給与改定や退職手当の見直しなどによる人件費の削減や、建設事業費の削減などを行うこととし、財政計画も承認されました。

新潟・小須戸地区での区割りを要望

政令指定都市となった場合の「区割り」について、新潟市と新潟市双方の議会で取りまとめられた意見・要望が話し合われました。新潟市からは、地理的なつながりが深く、警察や農協などで同一管内にある小須戸町とともに一つの区となりたいという要望が出され、合併後に設置予定の行政区画審議会(仮称)へ検討材料として提出されることとなりました。

教育・交通・農業のあり方を報告

合併後の重要な課題について、検討を行っている部会などから中間報告があり、新市における総合計画などに反映されていくこととなりました。これらの報告については、順次お知らせします。

五月二十三日に合併協定書に調印

合併に関するすべての協議が終了したため、五月二十三日の協議会で合併協定書の調印を行うことが、今回の会議で決まりました。